

令和 7 年第 1 回定例会

新 郷 村 議 会 会 議 録

令和 7 年 2 月 2 8 日 開会

令和 7 年 3 月 7 日 閉会

新 郷 村 議 会

令和 7 年第 1 回新郷村議会定例会会議録目次

諸般の報告（令和 6 年第 4 回議会定例会閉会（1 2 月 2 日）後）	1
会期日程	2

第 1 号（2 月 2 8 日）

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第 1 2 1 条の規定による者の職氏名	4
職務のため出席した者の氏名	4
開会の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第 2 号から議案第 2 4 号までの上程、説明	6
議案第 2 号の採決	1 2
予算特別委員会の設置について	1 3
散会の宣告	1 4

第 2 号（3 月 5 日）

議事日程	1 5
本日の会議に付した事件	1 5
出席議員	1 5
欠席議員	1 5
地方自治法第 1 2 1 条の規定による者の職氏名	1 5
職務のため出席した者の氏名	1 6
開議の宣告	1 7
一般質問	1 7
佐 藤 和 友 君	1 7

滝 沢 仁 君	2 0
稲 葉 嘉 浩 君	2 2
散会の宣告	2 6

第 3 号（3月7日）

議事日程	2 7
本日の会議に付した事件	2 8
出席議員	2 8
欠席議員	2 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定による者の職氏名	2 8
職務のため出席した者の氏名	2 9
開議の宣告	3 0
議案第 3 号の質疑、討論、採決	3 0
議案第 4 号の質疑、討論、採決	3 0
議案第 5 号の質疑、討論、採決	3 2
議案第 6 号の質疑、討論、採決	3 3
議案第 7 号の質疑、討論、採決	3 4
議案第 8 号の質疑、討論、採決	3 4
議案第 9 号の質疑、討論、採決	3 5
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	3 7
議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	3 7
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	3 8
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	3 8
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	3 9
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	4 0
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	4 0
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	4 1
議案第 1 8 号から議案第 2 4 号までの委員長報告、質疑、討論、採決	4 1
議案第 2 5 号の上程、説明	4 2
議案第 2 5 号の質疑、討論、採決	4 3

議案第 26 号から議案第 27 号までの上程、説明	4 3
議案第 26 号の質疑、討論、採決	4 4
議案第 27 号の質疑、討論、採決	4 4
議員派遣の件について	4 5
委員会の閉会中の継続調査について	4 5
村長挨拶	4 6
閉会の宣告	4 6
署名議員	5 3

諸般の報告（令和6年第4回議会定例会（令和6年12月2日）後）

令和7年2月28日（金）

◎ 議決結果の報告

- 12月6日、令和6年第4回議会定例会の議決を経た議案を、地方自治法第16条第1項、第123条第4項及び第219条第1項の規定により村長に送付。

◎ 監査の報告受理

- 12月18日、1月21日及び2月18日、監査委員から例月出納検査の報告を受理。

◎ 系統議長会関係

- 2月20日、三戸郡町村議会議長会定期総会出席。
- 2月27日、青森県町村議会議長会定期総会出席。

◎ 議員派遣の報告

- 1月15日、第31回連携中枢都市圏の形成に関する講演会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和7年1月15日

場 所 階上町

目 的 第31回連携中枢都市圏の形成に関する講演会

派遣議員 滝沢 仁、村岡和俊、才神幸男、稲葉嘉浩、佐藤泰司、佐藤和友

会 期 日 程

令和 7 年第 1 回新郷村議会定例会会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容	開議時間
2 月 2 8 日	金	本会議	議案一括上程、提案理由説明	午前 1 0 時
3 月 1 日	土	休 会	議案熟考	
3 月 2 日	日	休 会	議案熟考	
3 月 3 日	月	休 会	議案熟考	
3 月 4 日	火	委員会	各委員会	午前 9 時
3 月 5 日	水	本会議	一般質問	午前 1 0 時
3 月 6 日	木	委員会	予算特別委員会	午前 1 0 時
3 月 7 日	金	本会議	議案審議	午前 1 0 時

第 1 日 (2月28日)

令和7年第1回新郷村議会定例会

令和7年2月28日（金曜日）午前10時02分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 議案第2号から議案第24号まで（村長提出・提案理由説明）
 - 日程第 4 議案第2号 新郷村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
 - 日程第 5 予算特別委員会の設置について
-

本日の会議に付した事件

- 議案第 2号 新郷村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 3号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 5号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について
- 議案第 8号 新郷村税条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 9号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 議案第10号 村有財産の無償貸付について
- 議案第11号 令和6年度新郷村一般会計補正予算（第6号）案について
- 議案第12号 令和6年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案について
- 議案第13号 令和6年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案について
- 議案第14号 令和6年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第3号）案について
- 議案第15号 令和6年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）案について
- 議案第16号 令和6年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第3号）案について
- 議案第17号 令和6年度新郷村下水道事業会計補正予算（第3号）案について

議案第18号 令和7年度新郷村一般会計予算案について

議案第19号 令和7年度新郷村国民健康保険特別会計予算案について

議案第20号 令和7年度新郷村後期高齢者医療特別会計予算案について

議案第21号 令和7年度新郷村介護保険特別会計予算案について

議案第22号 令和7年度新郷村国民健康保険診療所特別会計予算案について

議案第23号 令和7年度新郷村簡易水道事業会計予算案について

議案第24号 令和7年度新郷村下水道事業会計予算案について

出席議員（7名）

1番	佐藤和友君	2番	佐藤泰司君
3番	稲葉嘉浩君	5番	横道一男君
6番	村岡和俊君	7番	滝沢仁君
8番	福山恵一郎君		

欠席議員（1名）

4番	才神幸男君
----	-------

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	横道敏克君
会計管理者	中鶴間淳子君	企画商工課長	桜井真紀子君
農林課長 兼農業委員会 事務局長	福山鋼蔵君	建設課長	横沢幸治君
税務課長	平葭美幸君	住民課長	本間由美子君
厚生課長	小沢幸寛君	診療所事務長	工藤勝志君
教育委員会 総務課長	高見憲一君		

職務のため出席した者の氏名

議事 事務局 会長	福山徹君	主査	福山拓史君
-----------------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（横道一男君） 定足数に達していますので、令和7年第1回新郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

報告事項については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時02分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（横道一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、村岡和俊君、稲葉嘉浩君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（横道一男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の日程等については、議会運営委員会の審議の結果、お手元に配付したとおりであります。この際、議会運営委員長から報告を求めます。

委員長、稲葉嘉浩君。

○議会運営委員長（稲葉嘉浩君） ご報告いたします。

議会運営委員会において審議した結果は、お手元に配付してあります会期日程表のとおりであります。本日から3月7日までの8日間といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（横道一男君） ただいまの委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は委員長報告のとおり本日から3月7日までの8日間と決定い

たしました。

◎議案第２号から議案第２４号までの上程、説明

○議長（横道一男君） 日程第３、議案第２号から議案第２４号までの議案２３件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

令和７年第１回新郷村議会定例会提案のご説明を申し上げます。

本日ここに、令和７年第１回新郷村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げるとともに、本定例会に提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思いをします。

さて、今年度も残すところ１か月余りとなりました。議員の皆様には行政運営に特段のご指導、ご協力賜り、誠にありがとうございました。

コロナ感染症が５類に引き下げられたことによって、以前と同等の行事、イベントを開催し、村の活力や融和、親睦に寄与し、来場者のにぎわいを取り戻したように感じられました。心から感謝するものであります。

計画しております事業も順調に推移しており、次年度の財源となるよう歳出節減を意識し、業務遂行に邁進しているところであります。

令和６年度を振り返ってみますと、依然として自然災害が多い年であったと思いをします。その影響によって野菜が高値で推移し、米価においては昨年８月頃に店頭から米がなくなる事態に発展し、６年産米は過去にない１俵２万円台もの高値で取引されております。

先般、村の地域農業再生協議会で示された令和７年産の生産数量目標は１、１３７トン、前年比１０２トン増、面積換算値２０７ヘクタール、前年比１７ヘクタール増と県から示されております。これを受けて、水田営農計画及び水稻生産実施計画の取りまとめをすることとなります。

一方、肉用牛子牛価格は全般的に安値が続いておりますが、１２月以降の市場価格は県平均より幾分高値で推移しており、回復の傾向を感じております。

また、世界情勢が不安定で、燃料、飼料、資材、物価等が高騰し、農業経営や企業経営、住

民の家計を圧迫し、生活に支障を来しております。住民負担軽減を図るために、物価高騰対応重点支援交付金を活用し、地域振興商品券を全住民に配布するよう進めております。

このような背景での7年度も、農林畜産業の推進を第一に、ワクチン接種費助成、環境基盤整備と福祉対策、学校教育の充実と観光資源を有効活用し、誘客促進、特産品の開発などに重点を置き、財政健全化に符号した村政運営に努め、未来に残る村づくりを目指したいと思っております。

令和7年度の干支は、みの年であり、「幾度となく脱皮を繰り返し、何度も再生する。餌を食べなくても生き続ける強い生命力を持つ」と言われております。この例えのように、議員皆様方と共に村発展のため根気強く努力し、協力をし、歩んでまいりたいと思っておりますので、なお一層のご理解をよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました議案23件についてご説明申し上げます。

議案第2号 新郷村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、現新郷村教育委員会教育長の任期が令和7年3月10日をもって満了するので、後任の教育長の任命について、議会の同意を得るため提案するものであります。

議案第3号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴う所要の整備を行うため提案するものであります。

議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴う所要の整備を行うため提案するものであります。

議案第5号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴う所要の整備を行うため提案するものであります。

議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、令和6年10月8日付の青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、職員の給料月額並びに扶養手当及び通勤手当の額等を改正し、単身赴任手当に係る支給対象職員の範囲及び管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大し、定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当及び寒冷地手当を支給し、並びにその他所要の整備を行うため提案するものであります。

議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案については、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律

の整理等に関する法律の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」が「拘禁刑」に改正されることから、必要な改正を提案するものであります。

議案第 8 号 新郷村税条例の一部を改正する条例案については、地方税法の地域決定型地方税制特例措置との整合性を図るため提案するものであります。

議案第 9 号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、賦課税率を見直し、国民健康保険の財政運営安定化を図るため、条例の一部改正を提案するものであります。

議案第 10 号 村有財産の無償貸付については、村有財産を引き続き社会福祉法人未萌会に無償貸付けするため提案するものであります。

議案第 11 号 令和 6 年度新郷村一般会計補正予算（第 6 号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5, 518 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 6, 188 万 5 千円といたしました。

歳入の主なる内容は、14 款国庫支出金で新型コロナ定期予防接種助成事業費補助金 249 万円、15 款県支出金で農業次世代人材投資事業補助金 150 万円をそれぞれ減額しております。

16 款財産収入で分収造林地立木売払収入 680 万円を追加しております。

18 款繰入金でいきいき新郷むらづくり基金 1, 977 万 7 千円、20 款諸収入でデジタル基盤改革支援補助金 811 万 8 千円、21 款村債で特別支援教育支援員配置事業債 550 万円をそれぞれ減額しております。

歳出の主なる内容は、2 款総務費、3 項戸籍住民登録費で戸籍附票システム改修業務委託料 135 万 3 千円、4 項選挙費で新郷村議会議員一般選挙費 1, 398 万 3 千円をそれぞれ減額し、7 項企画振興費で事業継続支援金 150 万円を追加しております。

3 款民生費、1 項社会福祉費で介護保険特別会計繰出金 299 万 1 千円を減額し、障害者自立支援給付費 149 万 8 千円を追加しております。

6 款農林水産業費、1 項農業費で農業次世代人材投資事業補助 150 万円を減額し、2 項林業費で分収交付金 500 万円を追加しております。

8 款土木費、2 項道路橋梁費で測量設計委託料等 350 万円を減額し、修繕費 100 万円を追加しております。

以上が令和 6 年度一般会計補正予算（第 6 号）案の概要でございます。

議案第 12 号 令和 6 年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案についてであ

りますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ260万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,258万7千円といたしました。

議案第13号 令和6年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出予算の款内を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,788万円といたしました。

議案第14号 令和6年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第3号）案についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,450万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,514万3千円といたしました。

議案第15号 令和6年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）案についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ766万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億249万円といたしました。

議案第16号 令和6年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第3号）案についてありますが、収益的収入及び支出の予定額からそれぞれ7万円を減額し、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を4,321万6千円といたしました。

議案第17号 令和6年度新郷村下水道事業会計補正予算（第3号）案についてありますが、収益的収入及び支出の予定額からそれぞれ74万円を減額し、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を9,823万1千円といたしました。

議案第18号 令和7年度新郷村一般会計予算案についてありますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,940万円といたしました。前年度と比較して4,710万円、1.8%の増となっております。

歳入の主なる内容は、1款村税2億6,634万3千円、2款地方譲与税6,670万円、7款地方消費税交付金5,000万円、10款地方交付税14億4,000万円としております。

13款使用料及び手数料3,265万7千円、新郷温泉館入浴料、定住促進及び村営住宅の使用料が主なものでございます。

14款国庫支出金1億5,546万円、施設型給付費国庫負担金、子ども・子育て支援交付金、参議院議員通常選挙費委託金が主なものでございます。

15款県支出金1億8,004万円、障害者自立支援等給付費、中山間地域等直接支払交付金事業補助金、国勢調査が主なものでございます。

18款繰入金2億1,339万1千円、いきいき新郷むらづくり基金、財政調整基金が主な

ものでございます。

20款諸収入1億2,915万5千円、森林整備センター受託事業収入、デジタル基盤改革支援補助金が主なものでございます。

21款村債8,250万円、ふるさと新郷中山間地域総合整備事業債、橋梁整備事業債が主なものでございます。

次に、歳出の主なる内容は、2款総務費では、新郷村長選挙費821万円、システム標準化・共通化対応業務委託料7,960万1千円、路線バス等運行業務委託料1,779万7千円、共同受信設備更新工事費1,870万円、地域おこし協力隊推進事業費1,219万2千円が主なもので、その額を5億6,054万9千円としております。

3款民生費では、村社会福祉協議会補助金893万5千円、総合福祉センター屋根塗装工事1,000万円、放課後児童健全育成事業委託料956万3千円、施設型給付費8,006万8千円が主なもので、その額を5億3,095万1千円といたしております。

4款衛生費では、インフルエンザ等予防接種委託料1,905万円、十和田地域広域事務組合負担金1,990万9千円、簡易水道事業会計補助金3,617万3千円が主なもので、その額を1億8,038万6千円としております。

6款農林水産業費では、中山間地域等直接支払事業交付金4,700万円、有機資源センター車両購入費1,240万円、林道修繕等2,600万円、中山間地域総合整備事業負担金3,000万円、農業集落排水事業補助金1,290万4千円が主なもので、その額を3億3,777万5千円としております。

7款商工費では、間木ノ平グリーンパーク指定管理料4,200万円、五戸町・新郷村地域商店街活性化事業補助金650万円、水芭蕉群生地遊歩道改修工事500万円、温泉事業管理運営費6,819万4千円が主なもので、その額を1億5,602万1千円としております。

8款土木費では、特定環境保全公共下水道事業補助金7,810万1千円、道路維持事業工事請負費900万円、測量設計委託料等1,080万円、道路改良事業工事請負費4,300万円、除雪対策費1,550万5千円が主なもので、その額を2億4,018万3千円としております。

9款消防費では、消防団員報酬及び出動報酬1,600万円、八戸地域広域事務組合負担金8,629万円が主なもので、その額を1億2,187万円としております。

10款教育費では、特別支援教育支援員配置事業2,125万7千円、西越地区公民館屋根改修工事2,722万5千円、学校給食費3,505万3千円が主なもので、その額を

２億３，３５２万円としております。

１２款公債費では、元金２億９，０００万円、利子８００万円で、その額を２億９，８００万円としております。

１３款予備費には、３００万円を計上しております。

以上が令和７年度新郷村一般会計予算案の概要でございます。

議案第１９号 令和７年度新郷村国民健康保険特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３億７，１１１万４千円といたしました。前年度と比較して５１８万６千円、１．４％の減となっております。

議案第２０号 令和７年度新郷村後期高齢者医療特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ９，２５９万２千円といたしました。前年度と比較して１０４万円、１．１％の減となっております。

議案第２１号 令和７年度新郷村介護保険特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ４億９，４４６万６千円といたしました。前年度と比較して１，３８５万６千円、２．７％の減となっております。

議案第２２号 令和７年度新郷村国民健康保険診療所特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億５６６万円といたしました。前年度と比較して６８０万１千円、６．９％の増となっております。

議案第２３号 令和７年度新郷村簡易水道事業会計予算案についてであります。収益的収入及び支出の予定額は収益的収入支出それぞれ９，６２１万２千円、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入で１，２２１万７千円、資本的支出で３，０５０万１千円とし、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を３，６１７万３千円といたしました。

議案第２４号 令和７年度新郷村下水道事業会計予算案についてであります。収益的収入及び支出の予定額は収益的収入支出それぞれ１億７，６９５万円、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入で４，２２４万７千円、資本的支出で８，５７０万２千円とし、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を９，１００万５千円といたしました。

以上、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご承認、御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、字句や数字の読み違いについては、議長において訂正願います。

○議長（横道一男君） 教育長。

○教育長（岡田 稔君） 私、退席させていただきます。

○議長（横道一男君）　ここで暫時休憩いたします。

（午前 10 時 35 分）

○議長（横道一男君）　休憩を解き会議を開きます。

（午前 10 時 35 分）

◎議案第 2 号の採決

○議長（横道一男君）　日程第 4、議案第 2 号　新郷村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

（「議長、休憩動議」の声あり）

○議長（横道一男君）　滝沢議員。

○7 番（滝沢　仁君）　休憩動議。ちょっと退席します。

○議長（横道一男君）　ここで暫時休憩を取ります。

（午前 10 時 36 分）

○議長（横道一男君）　休憩を解き会議を開きます。

（午前 11 時 02 分）

○議長（横道一男君）　7 番、滝沢仁君。

○7 番（滝沢　仁君）　これは本日出席議員の総意であります。

1 つ、三役の重要案件を議会に諮るに当たっては、任期がぎりぎりに迫っている中ではなく、もっと余裕を持って諮るべきである。

1 つ、教育長に当たっては、今後一層、教育行政に本腰を入れて誠心誠意頑張ってもらおう。

1 つ、小規模校は小規模校なりに創意工夫をし、教育振興に努めてもらうという意見を付して、今回の案件には同意いたします。

○議長（横道一男君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております新郷村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君）　異議なしと認めます。

よって、議案第2号 新郷村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

ここで暫時休憩を取ります。

(午前11時04分)

○議長（横道一男君） 休憩を解き会議を開きます。

(午前11時05分)

○議長（横道一男君） ただいま、本日ここに教育長がおりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○教育長（岡田 稔君） 今、何とか承認されました教育長の岡田でございます。これまで以上に頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくどうぞお願いいたします。

以上です。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（横道一男君） 日程第5、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま提案されております議案第18号から議案第24号までの7件は、令和7年度新郷村一般会計予算案及び各特別会計予算案、簡易水道事業会計予算案、下水道事業会計予算案であります。

この当初予算案を審議するため、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第24号までを審議するため、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、口頭をもって予算特別委員会を招集いたします。

本日、本会議終了後、直ちに会議室において予算特別委員会を開きます。ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（横道一男君） 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

来る3月5日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時07分）

第 2 日 (3 月 5 日)

令和7年第1回新郷村議会定例会

令和7年3月5日（水曜日）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

日程第 1 一般質問

佐藤和友君

滝沢 仁君

稲葉嘉浩君

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員（8名）

1 番 佐 藤 和 友 君

2 番 佐 藤 泰 司 君

3 番 稲 葉 嘉 浩 君

4 番 才 神 幸 男 君

5 番 横 道 一 男 君

6 番 村 岡 和 俊 君

7 番 滝 沢 仁 君

8 番 福 山 恵一郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村 長 櫻 井 雅 洋 君

副 村 長

横 田 堅 悦 君

教 育 長 岡 田 稔 君

総 務 課 長

横 道 敏 克 君

会 計 管 理 者 中鶴間 淳 子 君

企 画 商 工 長
観 光 課

桜 井 真 紀 子 君

農 林 課 長
兼 農 業 委 員 会
事 務 局 長 福 山 鋼 蔵 君

建 設 課 長

横 沢 幸 治 君

税 務 課 長 平 菫 美 幸 君

住 民 課 長

本 間 由 美 子 君

厚 生 課 長 小 沢 幸 寛 君

診 療 所 事 務 長

工 藤 勝 志 君

教育委員会 高見憲一君
総務課 長

職務のため出席した者の氏名

議事 局長 福山 徹君 主 査 福山拓史君
事務局 長

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前１０時００分）

◎一般質問

○議長（横道一男君） 日程第１、一般質問を行います。

◇ 佐 藤 和 友 君

○議長（横道一男君） 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

１番、佐藤和友君。

○１番（佐藤和友君） おはようございます。

まず、このたび岩手県大船渡市の山林で発生した火災により被害を受けられた皆様の状況を案じ、心よりお見舞い申し上げます。避難されておられる方々、命がけで消火活動に当たられる方々の身の安全が確保されるとともに、一刻も早い鎮火と速やかな復興をお祈り申し上げます。

議長の許可をいただきましたので、それでは質問させていただきます。

件名、令和６年１２月５日の一般質問のその後について。

要旨、交通弱者、買物弱者への対応は。

要旨明細、あんべ号のテスト結果を踏まえ、今後どのような対策をするのかという質問に対して、企画商工観光課長は、「村商工会会員と情報交換を行い、村でできることについて検討を重ねていく必要がある」、村長は、「村の問題点、解決策について情報収集を行い、今後は村内商店活性化を考えつつ、例えばみずばしょう号を利用した買物支援等、対策を検討しなければならない」との答弁をいただき、令和７年１月号の議会だよりにて住民の皆様には周知されました。

答弁をいただいてから２か月半余り経過していますので、この対策について、進捗状況を時系列でお知らせいただきたい。

以上の質問にお答えください。

なお、再質問は自席からさせていただきます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

それでは、1番、佐藤議員の令和6年12月5日の一般質問にあった交通弱者、買物弱者のその後についてをお答えいたします。

その後、具体的な施策等の検討には至っておりませんが、4月から社会福祉協議会が主体となり移動支援事業を計画していると報告を受けており、今後、利用者の状況を見ながら、事業内容について検討を進めていきたいと考えております。

また、交通弱者、買物弱者については、村としても避けて通れない課題であると認識しておりますが、具体的な対策を見いだしていかなければならないと考えております。

その他の答弁については、担当課長よりお答えさせていただきます。

○議長（横道一男君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（桜井真紀子君） 続いて、1番、佐藤議員の令和6年12月5日の一般質問のあった交通弱者、買物弱者のその後についてお答えします。

村商工会では、昨年12月27日に3回目の商工会会員による意見交換会を開催し、その後は開催されていなく、はっきりとした方向性も見えていない状況であります。

しかし、今後は、ほかの自治体の事例を参考にするなど情報収集し、さらに関係機関の指導を受けながら、村の取組を模索していきたいと考えております。

以上、佐藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 1番。

○1番（佐藤和友君） 前回の質問に対しての企画課長、村長の答弁からすると、まずは商工会会長を中心とし、村と会員との情報交換、問題点等の共有があつてしかるべきだと思いますが、私も商工会の会員ですが、この問題についての商工会の会合、会議には声がかかっておりません。商店の店主さんからも、会議等しばらくやっていないということを私は聞いています。

企画課長は、商工会会長といつ打合せしましたか。

また、村長は、今の商店の状態をどう思っていますか。

村長は、今後、商店活性化とお買物支援はどのように進めるつもりか、計画をしていましたら具体的に示してください。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 今の質問なんですけど、商店の活性化については、今現在、商店の中で

のスタンプ会等々の打合せというんですか、1回、要望等々について答えたことがありますけれども、要するに、商工会がどういうふうにしたいか、じゃ、村としてそれに対する支援をどうするかということをこれから考えなければならないのかなと思っております。

ただ、商店が減っていくもの、消えていくものを見据えているわけではないんですが、その辺の商店の担当者等、また、事業者等の意見もあろうかと思しますので、その辺を十分精査しながら進めていかなければならないものと考えております。

○議長（横道一男君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（桜井真紀子君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

以前から商工会のほうには、情報交換をしたいということの旨のお願いはしておりました。

10月に1回、11月に1回、12月27日に3回目の情報交換会を開いたということは聞いております。一度、こちらでも依頼を受ければ行きたいなとは思っておりましたが、3回ともお会いしてお話はしていませんが、その後の報告をこちらで確認しております。

以上です。

○議長（横道一男君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤和友君） 例えば、令和6年3月31日現在の人口は2,096人、そのうち75歳以上の人口は623名、29.7%ですね。その方々は、5年後は80歳、10年後には85歳以上になります。人口の3割です。

新郷村は、交通の便が悪く、車を運転しなければ、生活するのに必要な買物、通院が大変困難になるものです。このまま支援しないでいると、高齢者の交通事故も増えるのは予想できますし、例えば、単身高齢、そして運転免許を返納した方は、どうやって普通の生活ができますか。想像してみてください。みんな、いずれはそうなります。高齢者の方は悩んでいるんです。

何も支援しないでいると、他地域に住んでおられる娘さん、息子さんも親の生活が心配ですね。村を出て、一緒に住もうということになります。人口減少になります。

村長は、住民座談会でも、住民に必要なことは前向きに考え、やれることはやる、やれないことは、どうしたらやれるか考えるとおっしゃっていましたが、それを信じて村民は待っているんです。もっと危機感を持って、そしてスピード感を持って対策を進めてください。

答弁は要りません。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（横道一男君） 以上で、佐藤和友君の一般質問を終わります。

◇ 滝 沢 仁 君

○議長（横道一男君） 次に、滝沢仁君の発言を許します。

7 番、滝沢仁君。

○7 番（滝沢 仁君） おはようございます。

質問に入る前に、先ほど佐藤和友議員からもありましたが、大船渡の火事、これ大変ひどい状況になっております。先ほど議場に入る前に大船渡市の天気予報を見てみましたが、今、雨、雪、降っているようです。雪、鎮火の方向に向かえばなと祈っているところであります。

また、雪といえば、今年初め、津軽地方で、大雪で相当の被害が出ました。また、人命も奪われ、お悔やみ申し上げます。

その際、青森県から除雪の応援要請が各自治体にあったようですが、我が新郷村は、この地域に類を見ないほど、この除雪の設備は整っております。なのに、その応援要請に応えられなかった執行部に対しては、大変残念だなと私は思っております。

さて、議長のお許しが出たので、一般質問に入らせていただきます。

件名は、三八地区水道事業広域連携推進任意協議会についてであります。

令和4年度に三八地区水道事業広域連携推進任意協議会が設置され、村長も構成員になっております。

設置から3年経過しているが、現在の状況をお知らせください。

なお、再質問は自席で行いたいと思います。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 7 番、滝沢議員の三八地区水道事業広域連携推進任意協議会の進捗状況についてお答えいたします。

令和4年5月18日に、八戸圏域水道企業団、三戸町、五戸町、田子町、新郷村の5事業体で結成されております。青森県三八地区水道事業広域連携推進任意協議会の構成員となっており、これまでに4回の協議会が行われました。

これまでの協議会下部組織である検討部会を4回、分科会を11回開催し、その中で上がってきた報告を見ると、構成自治体における整備を要するための検討課題が多々あることが分かりました。

主な課題としては、水道担当職員の人数や経験年数、法定耐用年数を超過した施設の更新計画、原水水質等の監視方法、施設台帳の整備状況といったことが上がっています。

その中でも、早急に整備すべき課題として、構成自治体が設置している水道施設の規模にも

よりですが、今後10年を目標に、原水水質等の監視強化、5年を目標に、施設台帳の統一化を行っていくということが合意されております。

これから、こういった課題を着実に解決しながら、広域連合の議題へとつなげていくこととなっておりますので、現段階では本格的な議論という状況になっていません。

その他、課題は多々ありますが、課題を解決しながら、広域連携に向けた検討部会、分科会といった協議がまだまだ行われます。その後に開催される協議会から受けた資料を基に、村の方向性を考えていきたいと考えております。

以上、滝沢議員の答弁といたします。

○議長（横道一男君） 7番、滝沢君。

○7番（滝沢 仁君） 私は、令和5年3月定例会の一般質問で、協議会のことを伺っております。そのときの答弁なんですけれども、先ほどの答弁にもありましたが、協議会の下部組織から調査されている内容、また、いろいろなデータ等の報告を受けた上で、これからの在り方について協議していくこととなっておりますという答弁をいただいています。

そして、ここなんですけれども、今後、協議会から受けた内容やデータを基に、議会と協議した上で考えを示していきたいと考えておりますという、村長は、そのとき答弁をしています。が、昨年末、新聞報道で、協議、年度内の基本合意断念、また、今日の地元紙でもはっきりと書かれておりますが、なぜ今まで議会に説明を3年もあったのにしなかったのか、議会と協議をしていくと言っているのに、なぜしなかったのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） まだ、新しいこういうふうにするという具体的な協議がなされていない中で、議員に対して説明するものがそろっていなかったということから、こういうふうになっております。

ただ、協議会の中では話されるんですが、それを議員の方々にまだ、先ほど言いましたように、説明する段階にないということの判断で今までできております。

ですから、これから下部組織のほうの下部部会のほうでもっともっと具体的な協議がなされると、それをもって皆さんと協議していかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（横道一男君） 滝沢議員。

○7番（滝沢 仁君） 村長はいつもそうですよね。私、令和3年から5年までの一般質問の答弁を拾ってみました。

令和３年９月定例会で、社会福祉協議会について、これも、情報を交換する。

３年１１月、米価下落により村の支援対策について、これだって、当時は米価はすごく下落しておりました。これも、議員皆様の協力をもって検討していく。

令和４年３月定例会、新郷村立小学校及び中学校の校舎等について、これも、全然、皆様の要望を考慮し、皆様と協議をし、方向性を定めていくと。

まだまだありますが、これは４年１２月定例会です。定住促進住宅の現状と今後についても、これから皆さんと協議していく。

旧西分遣所の今後の活用についても、今後さらに調査して協議をしていく。

５年３月、村内の介護事業所の事業停止による介護サービスの今後についても、今後どのような対策ができるのか皆様と協議していく。

一回もありません。

また、先日、金ヶ沢簡易水道で１月２８日からの夜間断水、これもいまだ説明がありませんし、これも我々は報道でしか知り得ていません。

村長は、令和５年９月の定例会全員協議会で、そこまで議員に説明する必要はないと言い放ち、その後、議場で、皆さんには不十分な説明だったとおわびをし、皆さんに聞きたいようなことを私たちはいち早く察しながら説明をしなければならないと言っているのに、その後からの提案説明の資料には、そこまであった「本職はじめ関係者から詳細にご説明を申し上げたい」という文言が消えております。これは説明を議会にする気がないと捉えられても仕方がないのではないのでしょうか。また、これは、村長の今までのスタンスがこうだったと言わざるを得ません。

この事実はしっかり残っておりますし、協議したことないということはしっかり残っていますが、これをひっくり返せるような答弁があるのであればお聞きしますが、ないのであればもう答弁は要りません。

以上、質問を終わらせていただきます。

○議長（横道一男君） ただいまのあれは通告書から外れているため、答弁できなければできなくてもよろしいです。

以上で、滝沢仁君の一般質問を終わります。

◇ 稲 葉 嘉 浩 君

○議長（横道一男君） 次に、３番、稲葉嘉浩君の一般質問ですが、事前に資料配付の申出が

あり、これを許可いたします。

資料配付のため、暫時休憩します。

(午前 10 時 23 分)

○議長（横道一男君） 休憩を解き会議を再開いたします。

(午前 10 時 24 分)

○議長（横道一男君） 稲葉嘉浩君の発言を許します。

3 番、稲葉嘉浩君。

○3 番（稲葉嘉浩君） おはようございます。

昨今、岸和田市の市長や、九州のある市の市長が女性問題で世間を騒がせているようです。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

まず、今回の一般質問の趣旨は、新郷村民の数名より、公用車である村長車が夜遅い時間に走行しているのを目撃したが、公務であんな時間に運行されることはあるのか、また、西越地区の郡司へ向かう西越橋付近で何度か目撃したが、公務でその場所を通行することはあるのかななどの質問がありました。私も、令和 5 年 4 月 5 日午後 3 時頃、西越橋付近で村長車に人を乗せている場面を目撃しました。

そこで、私は、公用車である村長車の運行について疑問を抱き、その調査のため、去る 2 月 17 日、村長日程表、村長車運行記録、村長車運転手勤務記録の行政文書につき開示請求を行いました。

今、皆様のお手元に配付いたしました資料は、開示請求した文書を分析し、過去 2 年分につき、村長車が夜 22 時以降に役場に帰ってきた事案を分かりやすく表にまとめたものです。特に、零時以降に帰ってきたのが 3 回もあります。

それでは、改めまして、通告書のとおり村長にお伺いいたします。

新郷村の公用車である村長車は適正に運用されているのかお答えください。

なお、再質問は自席から行います。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 3 番、稲葉議員の公用車（村長車）の運用についてお答えいたします。

村長車を含む公用車については、新郷村安全運転管理規程に基づき運用されております。

その中において、第 9 条、公用車両は、村の業務以外の用務に使用させてはならない、第

20条、公務以外の用途に使用しないこととされており、これに基づき適正に運用しておりますので、ご質問にある公務以外の運用ではございません。

以上、稲葉議員の答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 3番、稲葉議員。

○3番（稲葉嘉浩君） ただいま、村長より、村長車の運用は適正に行われているとの答弁がありましたが、大変残念です。もっと詳細な誠意ある答弁を期待していました。

それでは、村長に改めて2点ほどお伺いいたします。

まず、1点目、お手元の資料③の令和6年5月24日は、村長車が帰ってきたのは24時です。18時30分から会合が約2時間として20時30分まで、村長車の帰りの道中を1時間見込んだとして、21時30分頃には帰ってこられると思いますが、24時までの2時間半、どこで何をしていたのでしょうか。

11月1日、県立八戸西高校創立50周年記念式典、村長車が帰ってきたのは零時30分です。このときの懇親会は18時からだということは確認していますが、約2時間として20時までです。村長車の帰りの道中を1時間見込んだとしても、21時頃には帰ってこられると思いますが、零時30分までの3時間半、どこで何をしていたのでしょうか。

12月13日、村長車が帰ってきたのは24時15分です。17時からの会合が約2時間として19時まで、村長車の帰りの道中1時間見込んだとして、20時頃には帰ってこられると思いますが、24時15分までの4時間15分、どこで何をしていたのでしょうか。

先ほどの11月1日に関しては、村長車の走行距離は181キロになっております。八戸を往復するとして、通常は80キロから82キロだと思いますが、100キロも多いわけです。この間、一体何をしていたのでしょうか。恐らく二次会やどこかの飲食店に寄っていると思いますが、夜中12時過ぎまで村長車を待たせるということはとても常識では考えられません。

また、このときの会費等の料金は、どのようにして支払ったのでしょうか。村長は、いつも自分の財布から支払っているという証言が多々あります。自分の財布から支払うということは、その時点で公務ではないと村長は認識しているということです。それならば、村長車はその時点で当然返すべきではありませんか。

改めて、この3件について、どこで何をしていたのか、また、二次会等の会食は公務なのかお答えください。

2点目、西越橋付近で村長車に女性を乗せている件ですが、某企業グループの会合だけでなく、いろいろな会合によく一緒に参加しているという証言があります。それはなぜ村長車に同

乗させる必要があるのかお答えください。

これだけ資料がそろっているわけですから、記憶にないという答弁ではなく、村長の誠意ある答弁を求めます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 今指摘のことなんですが、確かに一次会が終了後、皆さんと一緒に二次会に行っているのは確かです。でも、私個人で行っているわけではなくて、そこにいる例えば町村長全員が行っているとか、そういうことで使っているのは確かであります。それも個人的な私用で使っているという認識は、私、持っていません。

それから、そういうところ、西越橋のところは、うちの職員が乗っています。同じ場所に行くのであるから一緒に乗っているというだけで、それを送り届けて帰宅しているということになります。

以上です。

○議長（横道一男君） 3番、稲葉君。

○3番（稲葉嘉浩君） 他の町村長も一緒だということなんですが、今指摘した3件のうち、6年5月24日、ここも他の町村長が一緒だったんでしょうか。特に12月13日、こちらはどうか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

私は、今回の公用車である村長車の運用は、とても適正に運用されているとは思いません。村長車を夜遅くまで拘束するということは、運転手の時間外手当等が発生し、村民の税金から支払われているということです。また、村長車に公務と関係ない人物を同乗させることは、公用車の私的利用にほかならない。公私混同も甚だしいと思います。

村長、平内町の町長は、昨年、公用車の私的利用を認め、謝罪しています。村長には説明責任がありますよ。

改めてお伺いします。新郷村の公用車である村長車は適正に運用されていますか。

答弁の内容によっては、調査委員会を立ち上げなければならないかもしれません。誠意ある納得のいく答弁をお願いします。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 5月24日、これも、三戸郡の、この八戸酒造の社長と三戸郡の町村会が会合を開いております。というのは、これ、社長がいろんな三戸郡と一緒にあって地域おこしをやりたいということからやっている、これも郡の町村長が全員出ております。

それから、12月13日、いすゞグループのこれについても、三戸郡のみならず、岩手県北

の町村長と一緒に行動しておりますので、その辺の、私的だということではなくて、あくまでも公用の一環だというふうに認識しております。

がしかし、もしそういうふうにして疑われることがあるのであれば、これからは考えていかなければならないし、また、適正に運用していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（横道一男君） 以上で、稲葉嘉浩君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 10 時 35 分）

○議長（横道一男君） 休憩を解き会議を再開いたします。

（午前 10 時 36 分）

◎散会の宣告

○議長（横道一男君） これで本日の議事日程は終了しました。

来る 7 日は午前 10 時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前 10 時 36 分）

第 3 日 (3 月 7 日)

令和 7 年第 1 回新郷村議会定例会

令和 7 年 3 月 7 日（金曜日）午前 10 時 04 分開議

議事日程（第 3 号）

- | | | |
|--------|----------------------|--|
| 日程第 1 | 議案第 3 号 | 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 2 | 議案第 4 号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 3 | 議案第 5 号 | 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 4 | 議案第 6 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 5 | 議案第 7 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について |
| 日程第 6 | 議案第 8 号 | 新郷村税条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 7 | 議案第 9 号 | 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 8 | 議案第 10 号 | 村有財産の無償貸付について |
| 日程第 9 | 議案第 11 号 | 令和 6 年度新郷村一般会計補正予算（第 6 号）案について |
| 日程第 10 | 議案第 12 号 | 令和 6 年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案について |
| 日程第 11 | 議案第 13 号 | 令和 6 年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）案について |
| 日程第 12 | 議案第 14 号 | 令和 6 年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案について |
| 日程第 13 | 議案第 15 号 | 令和 6 年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）案について |
| 日程第 14 | 議案第 16 号 | 令和 6 年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）案について |
| 日程第 15 | 議案第 17 号 | 令和 6 年度新郷村下水道事業会計補正予算（第 3 号）案について |
| 日程第 16 | 議案第 18 号から議案第 24 号まで | （予算特別委員長報告） |

日程第 17 議案第 25 号（村長提出・提案理由説明）

日程第 18 議案第 25 号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約の一部変更について

日程第 19 議案第 26 号から議案第 27 号まで（議会運営委員長・提案理由説明）

日程第 20 議案第 26 号 発委第 1 号 新郷村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を
改正する条例案について

日程第 21 議案第 27 号 発委第 2 号 新郷村議会会議規則の一部を改正する規則の制定に
ついて

日程第 22 議員派遣の件について

日程第 23 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程第 3 号に同じ

出席議員（8 名）

1 番	佐 藤 和 友 君	2 番	佐 藤 泰 司 君
3 番	稲 葉 嘉 浩 君	4 番	才 神 幸 男 君
5 番	横 道 一 男 君	6 番	村 岡 和 俊 君
7 番	滝 沢 仁 君	8 番	福 山 恵一郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定による者の職氏名

村 長	櫻 井 雅 洋 君	副 村 長	横 田 堅 悦 君
教 育 長	岡 田 稔 君	総 務 課 長	横 道 敏 克 君
会 計 管 理 者	中鶴間 淳 子 君	企 画 商 工 長	桜 井 真紀子 君
農 林 課 長 兼農業委員会 事務局 長	福 山 鋼 蔵 君	建 設 課 長	横 沢 幸 治 君
税 務 課 長	平 菫 美 幸 君	住 民 課 長	本 間 由美子 君
厚 生 課 長	小 沢 幸 寛 君	診 療 所 事 務 長	工 藤 勝 志 君

教育委員会
総務課長 高見憲一君

職務のため出席した者の氏名

議事 務局 会長 福山 徹君 主 査 福山拓史君

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） それでは、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前 10 時 04 分）

◎議案第 3 号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第 1、議案第 3 号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第 2、議案第 4 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝沢議員。

○7番（滝沢 仁君） 旅費のことについてお聞きしたいと思います。

旅費というのはどこまでの範囲から出るのか、例えば、八戸市は出ない、青森市から出るというのをお知らせください。

○議長（横道一男君） 総務課長。

○総務課長（横道敏克君） 滝沢議員のご質問にお答えします。

旅費につきましては、青森市の出張には旅費を支給しております。市内については、日当、旅費等は支給しておりません。

以上です。

○議長（横道一男君） 滝沢議員。

○7番（滝沢 仁君） 青森市、多分、県外も旅費が出るものかなと思いますが、先日、稲葉議員が一般質問をし、村長の公用車の問題が出ました。そのとき、村長はその後の取材に、久慈市に久慈の道の駅に視察に行ってきたという、公用時にということを答えております。答えていたそうです。その場合は、旅費が出て当たり前なものと思いますが、あと、そこら辺がこの間の一般質問でうやむやにされたのかなと思います、もしかしてそれも私用となるのか。

あと、今日の読売新聞でも、「2次会なくして村の発展はない」と述べたという村長のコメントが載っております。そして、日本大学、浅野教授によれば、「自費で2次会に参加しているのに、『公務』だとして2次会で公用車を待たせるのは二重基準だ」と指摘しております。

この点について、まず、久慈市に行ったときは、もちろん今までの基準どおり村長には旅費が払われなければいけないはずですが、そのところはもうどうなっているのかお知らせください。

○議長（横道一男君） 総務課長。

○総務課長（横道敏克君） 滝沢議員のご質問にお答えいたします。

旅費につきましては、久慈市に行ったということにつきましては、久慈市までの旅費というものは支給しておりませんでした。

以上です。

○議長（横道一男君） 滝沢議員。

○7番（滝沢 仁君） 分かりました。

じゃ、やっぱりこれは私用だったと認めざるを得ないんじゃないでしょうか。村長、答弁お願いします。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 久慈に行ったのは、一つのあそこに大きな道の駅がある、それをちょっと視察しようということで、時間があったから行ったまでのことで、私用とは私は思っておりません。

○議長（横道一男君） 滝沢議員。

○7番（滝沢 仁君） 私用と思っておりますと言っているんですけども、公務で行ったんならしっかり旅費をもらって行くべきで、村長という立場なんですから、それは行くなとは言っていないですよ。しっかり旅費をもらってしっかり行くべきで、それをうやむやにしているから、こういう二次会が、「新郷村長、2次会に公用車」と大きく出ていますよ。これ、誰が見ても公私混同だと思われても仕方がない。自分もそれを非を認めているわけですから、どういふふうにこれを村民に説明するのかお知らせください。

○議長（横道一男君） ただいまの滝沢議員の質問ですが、これは全協のほうでも協議した結果、確認できたものでありますので、答弁はしなくてよろしいです。

ということで、滝沢議員の質問を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） これから議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第3、議案第5号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第4、議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第 5、議案第 7 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第 7 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第 6、議案第 8 号 新郷村税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第 8 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第 7、議案第 9 号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

稲葉議員。

○3 番（稲葉嘉浩君） 村長は、本議会における議会説明のための全協の際、この今の議案、新郷村国民健康保険税については、3 年前に税率を上げていると言いましたけれども、調査をしたところ、そういう事実はちょっと見当たりませんでした。その点、村長よりもう一度詳しく説明を求めます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 私の勘違いで、県のほうで上げるというふうな話はしておりましたけれども、実際は、村は上げていない。県のほうの報酬関係を上げていくという説明は受けておりましたけれども、村のほうでは保険税は上げていなかった。私の勘違いです。訂正いたします。

○議長（横道一男君） 稲葉議員。

○3 番（稲葉嘉浩君） 今、勘違いですので訂正しますということでしたけれども、ここで指摘がなければ、議会に間違った説明のまま本議案を通そうとしたことになります。このことにより、ほかの議案についても虚偽の事実があるものと疑うものだと思います。このことについて村長はどうお考えですか。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 特に間違った言い方はしたつもりではないんですが、議案を全てそう

いうふうな目で見るといのはいかなものかなと。ですから、確かに、後から聞いて、保険税が上げていなかった、しばらく上げていなかったというのは発覚しましたので、それについてはおわびしますし、また、それについて、全ての議案がそういう考えで出しているということはありませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（横道一男君） 稲葉議員。

○3番（稲葉嘉浩君） であれば、県のほうの説明があって、村のほうは上げていないというのが分かった時点で、今議会が始まる前に説明があるべきじゃないんですか。結局そのまま隠して通そうとしたとしか思えないんですが、どうでしょうか。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） その辺については、非常におわびいたします。どうも申し訳ありませんでした。

○議長（横道一男君） これで、稲葉議員の質問を終わります。

（「休憩動議」の声あり）

○議長（横道一男君） じゃ、暫時休憩取ります。

（午前10時17分）

○議長（横道一男君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

（午前10時22分）

○議長（横道一男君） これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１０号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第８、議案第１０号 村有財産の無償貸付についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第１０号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第１０号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１１号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第９、議案第１１号 令和６年度新郷村一般会計補正予算（第６号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第１１号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第 10、議案第 12 号 令和 6 年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第 11、議案第 13 号 令和 6 年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第12、議案第14号 令和6年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第3号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１５号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第１３、議案第１５号 令和６年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第４号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第１５号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第１５号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１６号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第１４、議案第１６号 令和６年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第３号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第１６号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第16号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第15、議案第17号 令和6年度新郷村下水道事業会計補正予算(第3号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第17号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号から議案第24号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第16、議案第18号から議案第24号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

委員長、村岡和俊君。

○予算特別委員長(村岡和俊君) それでは、審査の結果について申し上げます。

この予算特別委員会は全員をもって構成されていますので、審査内容についてはご承知のとおりであります。

委員会審査報告書については、手元に配付したとおりであります。

令和7年度新郷村一般会計予算案及び各特別会計予算案、簡易水道事業会計予算案、下水道事業会計予算案、全て原案可決であります。

以上、報告を終わります。

○議長（横道一男君） ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第18号から議案第24号までの7件に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第24号までの7件は委員長報告のとおり決定されました。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（横道一男君） 日程第17、議案第25号を上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） 追加提案いたしました議案1件についてご説明申し上げます。

議案第25号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約の一部変更については、令和6年第2回新

郷村議会議案第 37 号をもって議決を経た水槽付消防ポンプ自動車購入契約の一部を変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご承認、御議決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第 25 号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第 18、議案第 25 号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約の一部変更についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第 25 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 25 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 26 号から議案第 27 号までの上程、説明

○議長（横道一男君） 日程第 19、議案第 26 号から議案第 27 号の 2 件の説明を提案者から求めます。

議会運営委員長、稲葉嘉浩君。

○議会運営委員長（稲葉嘉浩君） おはようございます。

令和 7 年第 1 回新郷村議会定例会委員会発議の内容 2 件をご説明いたします。

議案第 26 号 発委第 1 号 新郷村議会の個人情報の保護に関する条例案については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の整

備を行うため提案するものであります。

議案第２７号 発委第２号 新郷村議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、標準町村議会会議規則の一部改正及び議会タブレットの導入に伴い、会議時間及び携帯品等について、所要の整備を行うため提案するものであります。

以上、議員皆様、ご了承、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎議案第２６号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第２０、議案第２６号 発委第１号 新郷村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第２６号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第２６号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２７号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第２１、議案第２７号 発委第２号 新郷村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第２７号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第２７号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件について

○議長（横道一男君） 日程第２２、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、会議規則第１２０条の規定により、お手元に配付しました別紙のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定されました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（横道一男君） 日程第２３、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から、農林、商工、公有林野、土木建設及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項の調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を終了いたします。

◎村長挨拶

○議長（横道一男君） 村長よりご挨拶があります。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） 議会閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

2月28日から始まった令和7年第1回新郷村議会定例会にご提案申し上げました全ての議案、ご承認いただきまして、誠にありがとうございました。

また、人事案件や追加案件も同意、議決賜り、重ねてお礼申し上げます。

本定例会は、新年度予算が主な議案でありましたが、特に物価や燃油、資材、飼料等の高騰、最低賃金引上げや、国家公務員等の改正や、青森県人事委員会の勧告による職員並びに会計年度任用職員の給与改定、システム構築や保守費用など義務的経費の増額が財政を圧迫しております。村の生命線である地方交付税はほぼ同額と見込んでおりますが、財源不足は依然として改善することが難しい。その中でも村の発展を目指し、事業を精査しながら取り組んでいかなければなりません。有利な補助事業や財源を確保しながら、職員共々検討を重ね、停滞することなく邁進していきたいと考えております。

令和7年度が新郷村にとって飛躍の年となるよう、本定例会において議員皆様からいただいたご意見やご要望等を研さんし、また、先般の常会長会議の要望にあった事項を村政に反映されるよう努めてまいりたいと思います。

まだまだ春が遠いような気がしております。また、これから農繁期を迎え忙しくなると思います。気候の変動に対応しながら、コロナやインフルエンザ対策に心がけ、議員の皆様には健康、体調に十分留意され、さらなる活躍とご隆盛をお祈り申し上げ、挨拶いたします。

なお、今回の定例会において詳細に説明できなかったこと、深くおわび申し上げまして、挨拶いたします。誠に申し訳ありませんでした。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（横道一男君） 令和7年第1回新郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時42分）

議員派遣の件

令和7年3月7日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び新郷村会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。なお必要な変更が生じた場合は議長に一任する。

1 五戸地区議会議員協議会役員会

- (1) 目的 定時総会及び研修会開催の協議のため
- (2) 派遣場所 五戸町
- (3) 期間 令和7年3月18日(火)
- (4) 派遣議員 副議長及び総務常任委員長

2 五戸地区議会議員協議会総会及び研修会

- (1) 目的 広域行政における町村自治の振興発展を図るため
- (2) 派遣場所 五戸町
- (3) 期間 令和7年4月下旬予定
- (4) 派遣議員 議員全員

3 町村議会広報研修会

- (1) 目的 青森県町村議会議長会主催による広報研修会
- (2) 派遣場所 青森市
- (3) 期間 令和7年5月21日(水)
- (4) 派遣議員 稲葉嘉浩議員、佐藤泰司議員、才神幸男議員、佐藤和友議員

4 全国議長・副議長研修会

- (1) 目的 全国町村議会議長会主催による議会に関する研修会
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期間 令和7年5月27日(火)
- (4) 派遣議員 副議長

5 県下町村議会議員研修会

- (1) 目的 青森県町村議会議長会主催による議会に関する研修会

(2) 派遣場所 青森市

(3) 期 間 令和7年7月10日(木)

(4) 派遣議員 議員全員

6 正副議長・各種常任委員長・議会運営委員長・事務局長研修会

(1) 目 的 議会の制度運営等に関する研修会

(2) 派遣場所 青森市

(3) 期 間 令和7年10月23日(木)

(4) 派遣議員 副議長・各常任委員長・議会運営委員長

7 三戸郡町村議会議員研修会

(1) 目 的 三戸郡町村議会議長会主催による研修会

(2) 派遣場所 三戸郡町村議会議長会で決定した場所

(3) 期 間 令和7年10月下旬予定

(4) 派遣議員 議員全員

8 五戸地区議会議員協議会調査研修会

(1) 目 的 五戸地区議会議員協議会主催による調査研修会

(2) 派遣場所 五戸地区議会議員協議会で決定した場所

(3) 期 間 五戸地区議会議員協議会で決定した年月日

(4) 派遣議員 議員全員

9 三戸郡町村議会議長会正副議長・事務局長研修会

(1) 目 的 三戸郡町村議会議長会主催による議会に関する研修会

(2) 派遣場所 三戸郡町村議会議長会で決定した場所

(3) 期 間 三戸郡町村議会議長会で決定した年月日

(4) 派遣議員 副議長

10 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟研修会

(1) 目 的 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟主催による研修会

- (2) 派遣場所 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟で決定した場所
- (3) 期 間 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟で決定した年月日
- (4) 派遣議員 議員全員

1 1 新郷村議会県外行政調査研修

- (1) 目 的 議会議員の知識見聞の習得の為の先進地視察研修会
- (2) 派遣場所 議会で決定した場所
- (3) 期 間 議会で決定した年月日
- (4) 派遣議員 議員全員

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 6 月 1 3 日

議 長 横道 一男

署 名 議 員 村岡 和俊

署 名 議 員 稲葉 嘉浩